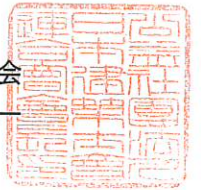


日建連発第 41 号
令和 5 年 5 月 12 日

一般社団法人 日本建設業連合会
会長 宮本 洋一 殿

公益社団法人 日本建築士会連合会
会長 近角 眞一



建築士登録対象実務 例示コード表の改訂（技術開発業務追加分）に伴う
貴会所属会員に対する改訂趣旨等の周知依頼について

本会の実施業務につきましては、平素よりご協力を賜り御礼申し上げます。

本会は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条の 4 に規定する中央指定登録機関の指定を国土交通省から受けて一級建築士の登録事務を行っています。

貴会より国土交通省に建築士登録対象実務の見直し要望があった内容（①従来は施工現場での実施のみ建築士登録対象実務として認められていた施工管理業務について、内勤が施工現場と協業して実施する場合も建築士登録対象実務として取扱、②従来は施工段階からの実施を前提に建築士登録対象実務として認められていた施工図等の作成業務について、フロントローディング化に伴う設計段階からの実施時期前倒し、③技術開発部門における設計部門・施工管理部門を支援する各種技術開発業務を建築士登録対象実務に追加）について、建築士免許登録実務経験審査委員会（事務局：本会）において具体的な取扱について検討する様、国土交通省より本会に指示がありました。

上記①②については 3 月 15 日より対応済となっています（令和 5 年 3 月 15 日付け日建連発第 275 号により貴会に通知済）。

今般、上記③についても建築士免許登録実務経験審査委員会において審議を重ねた結果、「建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示コード表（技術開発部門における技術開発業務追加分）」（別紙 1）に示す改訂を 5 月 12 日より行う事となりましたので通知します。

この取扱を行うに当たっては、貴会会員の各建設会社に所属する該当登録申請者に対して例示コード表の改訂趣旨を理解していただく事が該当登録申請者の便益となり、また本会においても円滑な登録事務に繋がると考えられますので、「今回の改訂における留意事項」（別紙 2）を貴会会員の各建設会社に周知頂く様にお願いいたします。

照会先：建築士登録部 日高、宇土
TEL: 03-6436-1401

建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示コード表

赤字：追加（技術開発）
青字：掲載箇所移動（記載の変更なし）

（令和 2 年 3 月 1 日以降の実務）

【令和 5 年 5 月 12 日時点】

<対象実務の考え方>
設計図書・施工図等の図書と密接に関わりをもちつつ、建築物全体を取りまとめる、建築関係法規の整合を確認する又は建築物を調査・評価するような業務

対 象 実 務 の 例 示	コード
①建築物の設計に関する実務	
* 建築物の設計に関する業務 (確認申請に用いる図面の作成、住宅性能評価に係る図書の作成及び長期優良住宅に係る図書の作成を含み、単なる書類の作成及び申請手続きを除く。) (建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立つて行う、基本設計・実施設計図書の確認・指示・助言等を含む。)	1 C - 0 1
* 基本計画策定に係る業務のうち、建築士事務所で行われる建築物の設計に関する図書の作成に係る業務 (建築士事務所から外注された先での業務も含む。図書を作成するために必要となる直接的な業務を含む。対象建築物の完成は問わない。) (建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立つて行う、基本計画策定段階における確認・指示・助言等を含む。) ・ 設計と条件の整理 ・ 事業計画検討 など	1 C - 0 2
* 建築士事務所で行われる標準的な設計を行う業務（建築士事務所から外注された先での業務も含む。単なるトレースである業務は除く。） ・ 事務所内部で使用する標準仕様の作成 ・ 構造計算プログラムの開発（単なるプログラミングを除く。） ・ BIM 部品の作成 など	1 C - 0 3
* 建築物の特定の部分・機能に係る設計（設備機器単体の設計を除く。） ・ 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備 ・ 防災設備全体 ・ 昇降機全体 など	1 C - 0 4
* 収納壁、システムキッチン、家具、畳に類する設計	×
* 型式適合認定等を取得するための設計図書・仕様作成業務 ・ 型式適合認定のうち、建築基準法施行令第 136 条の 2 の 11 第一号に適合する型式の認定を取得するための設計図書・仕様作成業務 ・ 住宅型式性能認定のうち住宅の型式について認定を取得するための設計図書・仕様作成業務	1 C - 0 6
* 建築積算関連業務（単なる計算業務を除く。） (建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立つて行う、積算関連図書の確認・指示・助言等を含む。)	1 C - 0 7
* 設計段階及び施工段階における建築物の詳細図、施工計画図書等の作成（オペレーターを除く。これと同等なプレカット図作成（構造・構法・設備等の検討を行った上で作成を行っている場合に限る。）、鉄骨又はプレキャストコンクリートの柱・梁等の製作図作成（構造・設備等の検討を行った上で作成している場合に限る。）、カーテンウォール部材の製作図作成（要求性能をみたとす検討を行った上で作成している場合に限る。）を含む。)	1 C - 0 8
* シャッター・ドア・サッシ等の標準的な製品製作図作成及び建築物への取付に係る詳細図の作成（防火シャッター等の防火区画との取り合いやおさめ方処理等、個別具体の建築物に求められる性能等を検討して作成した場合は 1 C - 0 4 または 1 C - 0 8 で対象実務になる。）	×
* 解体工事の設計	1 C - 0 9
* プラント関係（建築物に係る業務に限り、工場設備に係る業務を除く。）の設計	1 C - 1 0
* 確認申請を伴う建築基準法施行令第 138 条第 1 項（建築物に付随しない単体の擁壁を除く）及び第 3 項の工作物の設計 ・ 煙突、鉄柱、広告塔、高架水槽、建築物に付随する擁壁 ・ 自動車車庫 など	1 C - 1 1
* 建築基準法施行令第 138 条第 2 項の工作物の設計 ・ コースター等の高架の遊戯施設 ・ メリーゴーランドや観覧車等の回転運動をする遊戯施設 など	×
* 公園等の設計、遊戯器具の設計	×
* 石油プラント等において、化学工学による知識等のみの知識で設計される装置部分の設計	×
* 建設会社・住宅メーカー等の技術開発部門で行われる、建築物の設計業務の品質・性能向上等に資する新技術・新仕様等の技術開発業務（具体の建築物の設計業務で実施されるものに限る）	1 C - 1 2
* その他	1 C - 9 9

②建築物の工事監理に関する実務【工事監理者の立場の実務】	
* 建築物の工事監理に関する業務 (建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立つて行う、工事監理業務の確認・指示・助言等を含む。)	2 C - 0 1
* その他	2 C - 9 9
③建築工事の指導監督に関する実務	
* 建築士事務所で行われる建築工事の指導監督に関する業務（建築主の依頼により、②の工事監理者、⑤の工事施工者と異なる第三者的立場から建築工事の指導監督を行うものに限り、施工現場以外の本社等で行う業務は除く。）	3 C - 0 1
* 法令等に基づく法人による建築工事の指導監督に関する業務（単なる記録の作成に関するものを除く。） ・住宅性能表示制度における性能評価業務（検査業務を含む。） ・建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 ・建築物のエネルギー消費性能に関する評価業務 ・独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務 ・住宅瑕疵担保責任保険に係る現場検査業務 ・安心 R 住宅における「既存住宅売買瑕疵保険検査適合証」の発行に係る現場検査業務 ・すまい給付金における「住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書」の発行に係る現場検査業務 ・長期優良住宅の技術的審査業務 ※上記以外の建築物の性能・仕様等を評価・確認する業務（設計図書や申請者等の図書に基づき性能・仕様等との整合を確認しているかについて個別に対象実務の可否を判断するため、業務名及び実施件数と併せて審査を実施する申請書類、審査する項目等の明示が必要）	3 C - 0 2
* 建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立つて行う、建築工事の段階における指導監督業務の確認・指示・助言等業務	3 C - 0 3
* コンクリート構造物の非破壊検査	×
* 自ら発注又は受注した工事の施工に係る業務	×
* その他	3 C - 9 9
④建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する実務	
* 建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する業務（建築士事務所から外注された先での業務も含む。） ・既存建築物の調査・検査 ・調査結果を踏まえた劣化状況等の評価 ・建築基準法第 12 条第 1 項又は第 3 項に規定する定期調査・報告 など	4 C - 0 1
* 建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律第 2 条第 1 項の規定する耐震診断をいう。）に関する業務	4 C - 0 2
* 既存建築物のコンクリート強度の検査・調査に関する業務	×
* その他	4 C - 9 9
⑤工事の施工の技術上の管理に関する実務【工事施工者の立場の実務】	
* 建設業法別表第一に掲げる建築一式工事の施工管理 ・原則として元請として施工現場において実施する施工の技術上の管理（施工管理業務は一つの工種を担当する業務を含む。また特定の工種でなく品質管理・工程管理・安全管理等を担当する業務を含む。） ・原則として元請として本社等において<u>施工現場と協業して実施する施工の技術上の管理</u> 例示としては、 ・施工計画・工程管理・施工管理業務 ・品質管理業務 ・安全衛生管理業務 ・環境管理業務 ・施工技術指導・協力業務（技術研究所等が具体の建築物において施工現場と協業する業務を含む） ・情報化施工技術活用（開発・推進）業務 ・発注・調達業務 ・原価管理業務 など	5 C - 0 1
* 建設業法別表第一に掲げる次の専門工事（建築物に係るものに限る。）の施工管理（プレキャストコンクリートの柱・梁等の設置工事、鉄骨工事、カーテンウォール工事については、これと同等な製作工場における品質管理（製作図に基づき品質管理業務を実施している場合に限る。）を含む。）	
・ とび・土工・コンクリート工事（鉄骨組立工事、プレキャストコンクリートの柱・梁等の設置工事に限る。）	5 C - 0 2
・ タイル・れんが・ブロック工事	5 C - 0 3
・ 鋼構造物工事（鉄骨工事に限る。）	5 C - 0 4
・ 鉄筋工事	5 C - 0 5
・ 内装仕上工事 (建築物の改修に係るものであり、次のいずれかに該当するものに限る。 ・建築物の構造躯体まで露出させるもの ・仕上げ材の下地調整に関わるもの ・間仕切り、天井又は床の下地の工事を実施するもの)	5 C - 0 6
・ 住宅入居者・テナント利用者退去時等に行なわれる損耗・経年劣化部位を現状復旧する仕上材のみの補修工事	×

・ 建具工事（カーテンウォール工事に限る。）	5 C - 0 7
・ シャッター・ドア・サッシ等の標準的な製品取付のみの工事 （建築一式工事として登録を行ったものは 5 C - 0 1 で対象実務になる。）	×
・ 解体工事（建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に規定する建築物以外のものに限る。）	5 C - 0 8
・ 左官工事、石工事、屋根工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、熱絶縁工事	×
・ 既存建築物において行った複数の専門工事（単独では対象外となっているもので工事範囲又は工事期間が重複している工事） における施工の技術上の管理（当該工事について建築一式工事に求められる工事間の調整等を行った場合に限る。個別に対象 実務の可否を判断する。）	5 C - 0 9
* 建築基準法第 2 条第 3 号に規定する建築設備の設置工事の施工管理	5 C - 1 0
* 基礎関係（地盤調査、各種地業）の施工管理	×
* 外構工事単体の施工管理	×
* 建設会社・住宅メーカー等の技術開発部門における建築一式工事の施工管理業務に資する新技術・新工法の技術開発業務（具 体の建築物の施工管理業務で実施されるものに限る）	5 C - 1 1
* その他	5 C - 9 9
⑥建築基準法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する実務【建築主事又は指定確認検査機関の立場の実務】	
* 建築基準法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する業務	6 C - 0 1
* その他	6 C - 9 9
⑦消防長又は消防署長が建築基準法第 93 条第 1 項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務	
* 消防長又は消防署長が建築基準法第 93 条第 1 項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する業務	7 C - 0 1
* その他	7 C - 9 9
⑧建築行政に関する実務	
* 建築行政（国の職員としての職務に係るものを除く。）	
・ 行政職員による建築基準法令及びその法令に基づく条例等に係る個々の建築物の審査・検査・指導・解釈・運用等に係る業務 ・ 建築関係規定に係る運用・解釈に係る相談及び指導 ・ 違反通報対応及び違反建築物に係る調査及び指導、監察業務 ・ 仮使用認定、仮設建築物の審査業務 など	8 C - 0 1
・ 法律に基づき行う認定・審査・判定を行う業務 ・ 長期優良住宅の認定 ・ 耐震改修促進計画の認定 ・ 建築物移動等円滑化誘導基準適合の認定 ・ 省エネルギー措置の届出審査 ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 など	8 C - 0 2
・ 建築物に係る技術的基準の策定業務（地方公共団体及び独立行政法人等の公的主体が策定するものに限る。） ・ 建築関係法令に基づく基準 ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の技術的基準 ・ 条例による追加的な技術的基準（バリアフリーなど） ・ 地区計画（建築物の形態を規制するもの） など	8 C - 0 3
* その他	8 C - 9 9
⑨住宅行政に関する実務	
* 住宅行政（建築物に直接関係する業務に限る。国の職員としての職務に係るものを除く。） ・ 建築物の性能向上等を図る補助金の審査等の業務 ・ 特定空家等の調査 など	9 C - 0 1
* その他	9 C - 9 9
⑩都市計画行政に関する実務	
* 都市計画行政（具体的な建築物の整備等に係る業務に限る。国の職員としての職務に係るものを除く。都市計画コンサルタントに 委託して行う業務を含む。） ・ 市街地再開発事業 ・ 土地区画整理事業（建築物の補償業務） ・ 特定街区、高度利用地区 など	1 0 C - 0 1
* 建築士事務所である都市計画コンサルタントが行う都市計画関連業務（具体的な建築物の整備等に係る業務に限る。行政から委 託を受けた業務も対象となる。） ・ 市街地再開発事業 ・ 土地区画整理事業（建築物の補償業務） ・ 特定街区、高度利用地区 など	1 0 C - 0 2
* その他	1 0 C - 9 9

⑪建築教育に関する実務	
* 建築士試験に係る全科目を担当可能（所属長が該当性を証明）でありかつ設計製図を担当する建築教育の教員の業務	1 1 C－0 1
* その他	1 1 C－9 9
⑫建築物に係る研究開発に関する実務	
* 建築物に係る研究（査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る。）	1 2 C－0 1
* その他	1 2 C－9 9
⑬大学院の課程におけるインターンシップ[○]	
* 大学院の課程（建築に関するものに限る。）において、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことを目的として建築士事務所等で行う実務実習（インターンシップ）及びインターンシップに関連して必要となる科目の単位を所定の単位数（30 単位以上又は 15 単位以上）修得した場合に実務の経験とみなされる 2 年又は 1 年の実務	1 3 C－0 1
⑭その他	
* 建築士事務所で行われる既存建築物の利活用検討・維持保全計画策定の業務（建築士事務所から外注された先での業務も含む。建築物に直接関係する業務に限る。）	9 9 C－0 1
* 官公庁等（特殊法人、独立行政法人等を含む）における営繕業務（既存建築物の利活用検討・維持保全計画策定（9 9 C-0 1）の業務を含む。）	9 9 C－0 2
* 建築士法第 21 条に規定する建築工事契約に関する事務及び建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理等の業務 ・ 建築基準法に規定する確認申請等の手続き（確認申請に用いる図面の作成については、1 C－0 1 で対象実務になる。）、 農地法に規定する農地転用許可申請等の手続き、都市計画法に規定する開発許可申請等の手続き	×
* 営業関連業務（建築に関するセールスエンジニア）	×
* 建築に関する知識を必要とする図書、雑誌の編集等	×
* その他	9 9 C－9 9

（注）対象となる実務経験には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。

技術開発部門における設計・施工管理の開発業務 留意事項

1. 設計業務の品質・性能向上等に資する新技術・新仕様等の技術開発業務（10-12）について

（1）当該業務については、技術開発部門に所属している申請者の所属部署が設計部門と協議の上で設計の品質や性能向上等が見込まれる新技術や新仕様等の開発業務を行い、申請者が実際にその業務を担当した場合に登録申請を可能としています。

（2）当該業務は「①建築物の設計に関する実務」として整理を行っている関係上、当該業務において開発した新技術や新仕様等が具体的な建築物の設計に利用（含：近々に利用が確定しているもの）されている事が要件となります。

※省エネ計算プログラム、設備負荷計算プログラム等のプログラム開発業務については、「建築士事務所で行われる標準的な設計を行なう業務（建築士事務所から外注された先での業務を含む）」（10-03）で登録申請が可能（例示コード表には「構造計算プログラムの開発 など」と例示されている）。

（3）当該業務の場合、実務経歴書・実務経歴証明書に加えて「建設会社・住宅メーカー等の技術開発部門に所属し、設計関連の新技術・新仕様の開発業務（10-12）を行った旨の申告書」（別紙 3）を記載の上で申請する必要があります。

2. 建築一式工事の施工管理業務に資する新技術・新工法の技術開発業務（50-11）について

（1）当該業務については、技術開発部門に所属している申請者の所属部署が施工管理部門と協議の上で建築一式工事の施工管理業務に関連する新技術や新工法等の開発業務を行い、申請者が実際にその業務を担当した場合に登録申請を可能としています。

（2）当該業務は「⑤工事の施工の技術上の管理に関する実務」として整理を行っている関係上、当該業務において開発した新技術や新工法等が具体的な建築物の建築一式工事の施工管理に利用（含：近々に利用が確定しているもの）されている事が要件となります。

（3）当該業務の場合、実務経歴書・実務経歴証明書に加えて「建設会社・住宅メーカー等の技術開発部門に所属し、建築一式工事の施工管理技術の向上・改善に資する業務（50-11）を行った旨の申告書」（別紙 4）を記載の上で申請する必要があります。

3. その他（共通）

（1）上記 1 及び 2 のいずれにおいても、この取扱が適用されるのは令和 2 年 3 月 1 日以降（C コード期間）の場合に限ります。

※平成 20 年 11 月 29 日～令和 2 年 2 月 29 日の間（B コード期間）に行った当該業務は免許登録の対象外です。

(2) 上記1及び2のいずれにおいても、申請可能な建築実務経験期間は検討の開始から成果物の作成(含:社内報告書・取扱マニュアル等の作成)までとします。

※取扱マニュアル等を利用した社内普及啓発業務の実施期間は対象外となります。

(3) 建築物に係る研究(査読を経て学会誌に掲載されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る。)(12C-01)による登録申請については従来から可能となっており、この取扱を変更するものではありません。

※現在、対象となっている学会誌は

○日本建築学会のいわゆる学会4誌

- ・ 論文集(構造系論文集、計画系論文集、環境系論文集)
- ・ 技術報告集
- ・ Japan Architectural Review (JAR)
- ・ Journal of Asian Architecture and Building Engineering (JAABE)

○空気調和・衛生工学会論文集の学術論文と技術論文

となっています。

(4) 大学と共同研究等を行って技術開発を行った場合の大学側担当者については、この取扱は適用しません。上記(3)によって登録申請を行なう事は、従来から可能です。

建設会社・住宅メーカー等の技術開発部門に所属し、 設計関連の新技术・新仕様の開発業務（10-12）を行った旨の申告書

中央指定登録機関
日本建築士会連合会 御中

私が勤務する法人の所属部署は、設計関連の新技术・新仕様開発業務を行っています。今般、実務経歴書に記載した実務が法人の設計業務の能力向上・改善に資するものである事を私の上司（所属機関の長）と連名で申告します。

令和 年 月 日

申請者氏名		
申請者上司 ※1	役職・氏名	
	電話番号	

※1：上司は、実務を行った部署における申告時点の上司(所長等を想定)とする。

- ・ 下表の No.4～11 については、具体的な効果(費用・日数軽減等)が判明していればそれらも記載してください。
- ・ 記入事項に疑義がある場合等は申請者上司に確認する事がありますので、必ず申請者上司の了解を得てから提出してください。

No	確認事項	記入事項
1	勤務している法人の名称 ((株) ○○建設 等)	
2	勤務している法人の本社所在地 (○○県○○市○○町 等)	
3	申請者の所属部署 及び 所在地 (本店○○部○○課、○○県○○市○○町 等)	
4	【実務経歴書（１）の実務】 ① 記載業務の概要 ② 記載業務が設計関連業務のどの分野で活用・利用が図られるか ③ 施工現場と連携した場合、施工現場との打合せ回数・頻度等	
5	【実務経歴書（２）の実務】 ① 記載業務の概要 ② 記載業務が設計関連業務のどの分野で活用・利用が図られるか ③ 施工現場と連携した場合、施工現場との打合せ回数・頻度等	

No	確認事項	記入事項
6	【実務経歴書（３）の実務】 ① 記載業務の概要 ② 記載業務が設計関連業務のどの分野で活用・利用が図られるか ③ 施工現場と連携した場合、施工現場との打合せ回数・頻度等	
7	【実務経歴書（４）の実務】 ① 記載業務の概要 ② 記載業務が設計関連業務のどの分野で活用・利用が図られるか ③ 施工現場と連携した場合、施工現場との打合せ回数・頻度等	
8	【実務経歴書（５）の実務】 ① 記載業務の概要 ② 記載業務が設計関連業務のどの分野で活用・利用が図られるか ③ 施工現場と連携した場合、施工現場との打合せ回数・頻度等	
9	【実務経歴書（６）の実務】 ① 記載業務の概要 ② 記載業務が設計関連業務のどの分野で活用・利用が図られるか ③ 施工現場と連携した場合、施工現場との打合せ回数・頻度等	
10	【実務経歴書（７）の実務】 ① 記載業務の概要 ② 記載業務が設計関連業務のどの分野で活用・利用が図られるか ③ 施工現場と連携した場合、施工現場との打合せ回数・頻度等	
11	【実務経歴書（８）の実務】 ① 記載業務の概要 ② 記載業務が設計関連業務のどの分野で活用・利用が図られるか ③ 施工現場と連携した場合、施工現場との打合せ回数・頻度等	

**建設会社・住宅メーカー等の技術開発部門に所属し、
建築一式工事の施工管理技術の向上・改善に資する業務(5C-11) を行った旨の申告書**

中央指定登録機関

公益社団法人 日本建築士会連合会 御中

私が勤務する法人の所属部署は、建築一式工事の施工管理技術を向上・改善に資する業務を行っています。今般、実務経歴書に記載した実務が建築一式工事の施工管理技術の向上・改善に資するものである事を私の上司（所属機関の長）と連名で申告します。

令和 年 月 日

申請者氏名		
申請者上司 ※1	役職・氏名	
	電話番号	

※1: 上司は、実務を行った部署における申告時点の上司(所長等を想定)とする。

- ・ 下表の No.4～11 については、具体的な効果(費用・日数軽減等)が判明していればそれらも記載してください。
- ・ 記入事項に疑義がある場合等は申請者上司に確認する事がありますので、必ず申請者上司の了解を得てから提出してください。

No	確認事項	記入事項
1	勤務している法人の名称 ((株) ○○建設 等)	
2	勤務している法人の本社所在地 (○○県○○市○○町 等)	
3	申請者の所属部署 及び 所在地 (本店○○部○○課、○○県○○市○○町 等)	
4	【実務経歴書（１）の実務】 ① 記載業務の概要 ② 記載業務が施工管理技術のどの分野で活用・利用が図られるか ③ 施工現場と連携した場合、施工現場との打合せ回数・頻度等	
5	【実務経歴書（２）の実務】 ① 記載業務の概要 ② 記載業務が施工管理技術のどの分野で活用・利用が図られるか ③ 施工現場と連携した場合、施工現場との打合せ回数・頻度等	

No	確認事項	記入事項
6	【実務経歴書（３）の実務】 ① 記載業務の概要 ② 記載業務が施工管理技術のどの分野で活用・利用が図られるか ③ 施工現場と連携した場合、施工現場との打合せ回数・頻度等	
7	【実務経歴書（４）の実務】 ① 記載業務の概要 ② 記載業務が施工管理技術のどの分野で活用・利用が図られるか ③ 施工現場と連携した場合、施工現場との打合せ回数・頻度等	
8	【実務経歴書（５）の実務】 ① 記載業務の概要 ② 記載業務が施工管理技術のどの分野で活用・利用が図られるか ③ 施工現場と連携した場合、施工現場との打合せ回数・頻度等	
9	【実務経歴書（６）の実務】 ① 記載業務の概要 ② 記載業務が施工管理技術のどの分野で活用・利用が図られるか ③ 施工現場と連携した場合、施工現場との打合せ回数・頻度等	
10	【実務経歴書（７）の実務】 ① 記載業務の概要 ② 記載業務が施工管理技術のどの分野で活用・利用が図られるか ③ 施工現場と連携した場合、施工現場との打合せ回数・頻度等	
11	【実務経歴書（８）の実務】 ① 記載業務の概要 ② 記載業務が施工管理技術のどの分野で活用・利用が図られるか ③ 施工現場と連携した場合、施工現場との打合せ回数・頻度等	